

MARPOL 条約附属書 I に対する統一解釈に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を規則等に明記していなかった。

一方 IACS は、2006 年 10 月に統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じていた。

今般、MARPOL 条約に関する IACS 統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規定を改めた。併せて、新たに策定又は改正された IACS 統一解釈に基づき、貨物ポンプ室二重底及び燃料油タンクに対する要件に関する詳細規定を加えた。

改正内容

- (1) 貨物ポンプ室の二重底に設けられるビルジウェルについて、貨物油タンクのサクシオンウェルと同様に、要求される二重底高さの範囲内に張り出すことを認める旨を明記した。(IACS 統一解釈 MPC85 (Rev.2))
- (2) バラスト水等の海洋への排出について、新造船については、船側の最も深いバラスト状態における喫水線より上の位置まで導かれる排出管を設ける必要がある旨を明記した。(IACS 統一解釈 MPC4)
- (3) 燃料油タンクの管装置に関する詳細規定を加えた。(IACS 統一解釈 MPC87)